

# 介護予防訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

これは、訪問看護の開始にあたって契約締結を行う際、厚生労働省令第80号5条に基づいて、当事業所があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。

ご不明な点があれば、なんでもご質問ください。

## 1. サービス利用についての相談窓口

電話 0747-53-0589 (午前8時30分～午後5時15分まで)

担当 佃 操

## 2. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 辻本 眞 宏
法人所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-0589 FAX 0747-54-2888
事業内容	訪問看護事業(介護、医療保険)、訪問介護事業 居宅介護支援事業

## 3. 訪問看護事業所の概要

### (1) 事業所の所在地・営業日及び時間等について

事業所名称	大淀町社会福祉協議会 訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	奈良県指定(指定所番号 2961790538)
事業所所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-0589 FAX 0747-54-2888
サービス提供地域	大淀町内 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名( )	0名	管理、訪問看護	1名( )
サービス従事者					
	看護師	2名( )	1名( )	訪問看護	3名( )

( ) 内は男性再掲

(3) サービス提供日及び時間

1.営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く

2.営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。但し訪問時間は午前9時から午後5時までとする。

連絡先 : ①0747-53-0589 (営業時間内)

②080-5343-1941 (緊急時加算対象の方)

又は③090-6735-8194 ( " )

(4) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	(運営規定の記載内容を要約) 療養者等の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図るために訪問看護を提供することを目的とする
運営方針	(運営規定の記載内容を要約) 地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする

4. サービスの内容及び利用料等

(1) 提供するサービスの内容について

- 1 一般状態の観察を含む基本的看護
- 2 清拭及び洗髪による清潔の維持
- 3 体位の変換
- 4 医療機器の装着者の看護 (尿道留意カテーテル、胃ろう、経鼻カテーテル等の管理、在宅酸素の管理等)
- 5 食事および排泄の介助
- 6 褥創の予防及び処置
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導及び助言ならびに相談
- 9 在宅リハビリテーションの看護
- 10 終末期の看護

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

介護保険の適用となるサービスを利用する場合は、利用料は、基本料金の1割～3割です。(介護保険負担割合証参照) 但し、介護保険の適用の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

【サービス料金表】

〈保健師・看護師が訪問看護を行った場合〉

※1単位 10円

30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
451単位	451円	794単位	794円	1090単位	1090円

20分未満 303単位（利用料 303円）算定要件あり

早朝・夜間加算：単位数の25% 深夜加算：単位数の50%

※自己負担割合2割（～3割）の方は利用料が上記×2（～3）となります。

【加算等料金表】

訪問看護サービス料他、条件により下記加算料金が生じます。

- 初回加算（Ⅰ）：開始月又は介護に変更等の退院日訪問 350単位〔350円〕  
初回加算（Ⅱ）：開始月又は介護に変更等の退院日以降の訪問 300単位〔300円〕
- 緊急時訪問看護加算（1月につき、600単位〔600円〕）  
\* 緊急時訪問看護加算の同意 （ 有 無 ）
- 退院時共同指導加算（1回につき600単位〔600円〕、特別管理加算算定有は2回まで可能）
- 特別管理加算（1月につき、【Ⅰ】500単位〔利用料500円〕【Ⅱ】250単位〔利用料250円〕厚生労働省が定める状態にあるものが対象となり、対象の中からⅠ及びⅡに分類されますので、状態に応じご説明いたします。）  
\* 特別管理加算の同意 （ Ⅰ Ⅱ 無 ）
- 長時間訪問看護加算（1時間30分以上の上記対象者の看護を行った場合）
- 複数名訪問加算（同時に2人の職員が訪問看護を行った場合の2人目の加算）
 

看護師等同行	30分未満	254単位/回	〔利用料254円〕
	30分以上	402単位/回	〔利用料402円〕
看護補助者同行	30分未満	201単位/回	〔利用料201円〕
	30分以上	317単位/回	〔利用料317円〕
- ターミナルケア加算 2,500単位〔利用料2500円〕
- 中山間地域等へのサービス提供加算 所定単位数の5/100  
通常の事業の地域(大淀町全域)を越えてサービス提供した場合

(3) その他の費用について

交通費	利用者の居宅が3の(1)の「サービス提供地域」以外の場合は交通費の実費を請求します。(運営規定の記載内容を記入)但し、中山間地域サービス提供加算算定時はいただきません。 本所から片道おおむね10キロメートル以上 400円
死後の処置料	死後の処置料 15,000円 エンゼルケアセット 2,500円 ともに 実費
日常生活上必要な物品代	利用者の実費負担
サービス提供にあたって利用者の居室で使用する電気・ガス・水道等の費用	利用者負担

(4) 利用料その他の費用の請求及び支払い方法

請求の方法	1ヶ月毎に合計額を計算し、翌月の15日前後に、請求書と利用明細書を添えてお届けします。 但し、請求額のない場合はお届けしません。
支払い方法	利用料につきましては、事前に口座振替依頼書に記入頂くことにより、直接金融機関から、引き落としをさせていただきます。 取扱金融機関・・・南都銀行 奈良県農協 各支店 引落日・・・利用月の翌月末引落 ※月末が土日祝の場合は翌営業日の引き落としとなります。 ※引落を確認後、領収書を発行させていただきます。

\*支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は契約を解約していただくこともあります。解約後に未払い分をお支払い頂きます。

(5) 解約料

<請求しない場合>

利用者からいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

<請求する場合>

利用者の都合により契約を解約した場合、下記の料金を頂きます。

前日までにご連絡があった場合	料金は一切かかりません
当日にご連絡のあった場合	利用料自己負担分の100%
利用者の急変(受診時)、急な入院等の場合	料金はかかりませんが連絡をして下さい

5. 緊急時の対応法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、主治医にご連絡するとともに、予め指定する緊急連絡先、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名称	
	所在地 電話番号	T E L
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所 電話番号	T E L

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

市町村	市町村名	
	担当課名	
	電話番号	T E L
居宅介護支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当ケアマネジャー	
	電話番号	T E L

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害、財物破損、管理受託物補償

7. 担当看護師の変更

当事業所では、状態を把握するために多くの眼で観察し判断しております。担当制はとっていませんが、何でもお気軽に相談してください。

## 8. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している訪問看護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	電話番号 FAX 番号 担当者名 第3者委員	0747-53-0589 0747-54-2888 佃 操 上坂 美代子 井片 正子
市町村の窓口	所在地 電話番号 担当部署	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 町役場内 0747-52-5501 福祉介護課
公的団体の窓口 奈良県国民健康 保険団体連合会	所在地 電話番号 担当部署	奈良県橿原市大久保町302-1 0120-21-6899 介護保険課 指導相談係

## 9. 福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条第1項に規定する任意の福祉サービス第三者評価は、現時点に於いて受けておりません。

## 10. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、定期的な委員会の開催等、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者の選定

担当者・委員長：大淀町社会福祉協議会 局長 宮本賢太郎

② 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

④ 成年後見制度の利用の支援

⑤ その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 11. 身体拘束等の適正化の推進

(1) 指定訪問看護の提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等は行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には適正化の指針に則り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を記録する等、適正な運用を図ります。

## 1 2. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

## 1 3. 身分証携行の義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- (1) 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シュミレーション)を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行ないます。

## 1 5. 感染症対策の強化

事業者は、感染症の発生及び蔓延防止のための取り組みを図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などを行います。

## 1 6. 信義誠実の原則

- (1) 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

## 1 7. 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。





令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要を説明しました。

事業者  
所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地  
名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会  
代表者 会長 辻本真宏

説明者 大淀町社会福祉協議会  
大淀訪問看護ステーション

氏名 印

私は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要の説明を受け、これに同意します。

利用者 住所 奈良県吉野郡  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印